

SOS ニュース

暮らしの中の法律小知識

※ 金融商品トラブル解決相談窓口について

金融商品トラブルに遭った場合、従来の相談窓口は金融機関寄りで顧客の味方になってくれないという批判が多かった。

金融庁では金融分野の消費者苦情を解決したり、解決策を斡旋したりする民間団体「認定投資者保護団体」を認定した。各金融機関協会の内、日本証券業協会のみ法務省のADR（裁判外紛争解決）の認証を受けている。

もし、金融機関が事務ミスや不法行為で消費者に損害を与えた場合、金融庁に確認したうえで損失を補填する必要がある。しかし、保護団体自身が斡旋するケースは金融庁による確認が不要になるため、迅速な解決につながられます。

もし、金融機関との間でトラブルが生じた場合金融庁の下記へ電話されて、相談先を教えてもらって解決につなげてください。

記

※ お問い合わせ先

金融庁 TEL 03-3506-6000 (代表)  
監督局証券課 (内線 2664、3721)

以上

(法律情報法テラス：産経新聞記事より)